九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ペティットの集団的行為者論について

大河原，伸夫
九州大学大学院法学研究院 ： 教授

https://doi.org/10.15017/1832050

出版情報：政治研究. 63, pp.99-118, 2016-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

研究ノート

ペティットの集団的行為者論について

大河原　伸　夫

はじめに

政治の中で、組織や団体（たとえば議会、政党、利益団体）の行動に関するディスコースが展開される。個々の人間だけが行動し得るという立場からすれば、組織や団体の行動とはいかなるものであるかが問題となる。そもそも、組織や団体がいかなる存在であるかも問題となる。これらの問題に答えることは、政治的行動主体及びその行動の研究に寄与するところがあろう。

そうした観点から、本稿ではP・ペティットの「集団的行為者（group agent）」[1]実在論を検討する。ペティットの議論の特徴について、D・リオスは次のように述べている。社会科学において、個々人だけでなく「集団」にも「行為者という地位」を与えることに対する懐疑は、「社会的選択論」の分野で、また「個人主義」の立場から、提出されてきた。前者は、諸個人それぞれの一貫した選好から、一貫しない社会的選好が生じ得ることを指摘する。後者は、個人のみを行為者ととらえ、「集団」の行為者性に関する語りはメタフォリカルなものであると主張する。ペティットの議論の特徴は、個人レベルの一貫した選好から一貫しない社会的選好が生じ得ることを踏まえ、また、個々人の行動なくして「集団」の行動もないことを認めつつ、「集団」に「行為者という地位」を与える点にある（Rios 2009, pp.92-94）[2]。

二〇一四年に、ペティットは「集団的行為者」を「フィクション」とする諸説に反論した論文（Pettit 2014）[3]を発表している。「集団的行為者」実在論は、二〇一一年に刊行されたC・リストとの共著（List and Pettit 2011）でも述べられている。（同書については、雑誌 *Episteme* で特集が組まれた。）[4]また、ペティットの二〇〇三年及び二〇〇九年の論文は、「集団的行為者」の実在性を主題としている（Pettit 2003, Pettit 2009b）。本稿では、「集団的行為者」の実在性の論証が充分に為されているかという角度から、まず二〇一四年論文の内容を検討し、次にリストとの共著及び前記の論文二点の内容を検討する。

一

ペティットの二〇一四年論文は、「強い実在論の立場」[5]を擁護しようとする（Pettit 2014, p.1641）[6]。以下、同論文の第一節から第四節まで、各節の内容を検討しよう。「集団的行為者」の実在性そのものについて論じていない第五節は、本稿では取り上げない。

第一節「行為者としての地位の問題」

ペティットによれば、「集団的行為者」とは、「集団で、その成員が―集団全体が個人的行為者を模倣する（simulates）ように、あるいは個人的行為者に似る（mimics）ように―集団内の役割に即して行為するもの」である（p.1641）。「任意団体、企業、教会組織、政党、及び適切に機能している国家」は、集団的行為者である（p.1642）。「我々は、集団に目標あるいは目的を帰属させることができる。我々は、そうした目的の実現方法に関係する環境表象を［集団に―引用者注］帰属させることができる。我々は、関係する成員の行動を、集団に帰属可能な行為―集団が、その表象にてらしてもっともな方法で、その目的を達成しようとする試み―と見ることができる」（p.1641）。

以上において、「我々」による、集団への「帰属」―その目的・表象・行為の「帰属」―が言及されている。しかし、「我々」による「帰属」が、集団の目的・表象・行為を構成すると述べられているわけではない。ペティットによれば、集団成員はそのエネルギーを、集団がその目標を達成できるよう、集団に注ぎ込む。また集団外部の者は、集団の行為者能力を信頼し、それを相手に仕事をする。これらの―仮に集団が行為者でないとするならば不可解となる―ことは、「集団的行為者の実在性」の論拠になるであろう。「目的・表象の集団的行為者への帰属は、正しいか誤っている主張であり、単なる比喩的な語り方ではない」（pp.1642-1643）。ペティット説は、実在的な集団的行為者が目的を持ち、環境を表象し、目的達成のため行為する―そのことに基づいて、「我々」による目的・表象・行為の「帰属」が為される、というものなのである。

「集団」「行為者」「集団的行為者」という主要概念については、List and Pettit 2011 で詳しく述べられている。同書の記述を補足しよう。

第一に、「集団」について。「人の集まり（collection）」で、成員が入れ替われば「アイデンティティ」も変わるものは、「単なる集まり」である。その一例は、「地下鉄の車両」内の人々である。「人の集まり」で、「成員が入れ替わっても存続

するアイデンティティを持つ」ものは、「集団」である。その例は、「国民」、「大学」、「目的遂行的組織」である。集団成員が持つ共通の属性には、成員によっても外部の者によっても認識されず、誰の行動にも影響を及ぼさないもの（たとえば「三人目に生まれた」）から、成員・外部の者によって認識され、成員・外部の者の行動に影響を及ぼすもの（たとえば「エスニシティ、宗教、あるいはジェンダー」）まで、様々なものがある（pp.31-32）。

第二に、「行為者」について。「行為者」とは、「世界についての表象・動機を形成し、表象に基づいて動機を実現しようと行為するシステム」である（p.42）。「表象」（すなわち「信念（belief）」）・「動機」（すなわち「欲求」）は、一括すれば「態度」であり、「表象」のうち二者択一的なものは「判断」、「動機」のうち二者択一的なものは「選好」である（pp.25-26）。なお、人間だけでなくロボットも、「行為者」であり得る。ロボットも、「たとえば円筒が倒れていると信じ、それが立った状態になることを欲し、そうした信念に基づいてそうした欲求を満たそうと行為する」ことが可能である（p.42）。

あるシステムが「行為者」であるためには、「合理性基準」が満たされなければならない。「合理性基準」には、表象が事実に合致することを求めるもの（「態度―事実」の基準）、行為が表象・動機に基づくことを求めるもの（「態度―行為」の基準）、及び「同時には現実化不可能な諸命題を真とする表象、あるいは、そうした諸命題が真であることを必要とする動機」を排除するもの―すなわち、態度間に「一貫性」を求めるもの（「態度―態度」の基準）がある。一貫性を欠く諸態度は、行為しようとする当のシステムから見て、またシステムの態度に基づいて期待形成を行おうとする他者から見ても、問題のあるものである（pp.24-25）。

第三に、「集団的行為者」について。「行為者」であろうとする「集団」は、「自らが生きる世界についてその信念が真である」ようにしなければならない。また、「その諸態度が行為を必要とするときはいつでも、適格な成員または被用者―便宜上、『実行者（enactors）』と呼ぼう―が選ばれ、必要な行為を行う権限が付与される」ようにしなければならない。さらに、その様々な信念・欲求が、「一貫性のある全体（coherent whole）」を形成するようにしなければならない（pp.36-37）。

集団的行為者には、様々なタイプのものがある。成員が下位のユニットに分かれ、ユニット間に支配従属関係があるもの、成員の多くが不承不承形成したもの、成員が圧力を受けて、あるいは他の選択肢がないためやむなく、所属し続けているもの等々である（p.34）。

「定期的に集まり［中略］一貫した態度システムを形成し実行に移すタウン・ミーティング」は、「政治的な集団的行為者」である。「政党」や「政府」も、「政治的な集団的行為者」である。それらの成員たちは、党綱領・連立協定等々に記された「一貫した諸政策」を支持し推進しようと意図する。政党は、「一貫性を実現することに失敗すれば、その任務を適切に遂行することはできず、選挙での敗北あるいは嘲笑を避けることはできない」（pp.39-40）。

なお、海浜に居合わせた人々（前記の「単なる集まり」）が、溺れかかっている者を助けようとする際、「共同行為（joint action）」が生ずる。「単なる集まり」には、集団的行為者性はあり得ないが、「共同行為者性（joint agency）」はあり得る（pp. 32, 215-216（n.18））。

以上、二〇一四年論文第一節の要点を述べ、主要概念についてリストとの共著の記述を補足した。次に、集団的行為者を「フィクション」と把握する諸説に反論した第二、三、四節を取り上げよう。

第二節「集団的行為者は表現上のフィクションではない」

この節では、集団的行為者を「表現上のフィクション」と把握する説（すなわち、集団を「実在的行為者」視するのは「比喩的な言語」に捕われることであるという説）が批判されている（Pettit 2014, p.1643）。

ペティットは、A・クイントンの議論を取り上げる。クイントンによれば、「集団は、信念・感情・態度を持ち、決定し約束する、と言われる。しかしこうした語り方は、明らかにメタフォリカルなものである。集団に心的な述語を帰属させることは、常に、その成員にそうした述語を間接的なやり方で帰属させることである」[7]（p.1643）。ペティットは、次のように反論している。確かに、「証券市場は、政府の財政政策に対し厳しい判断を下した」「有権者は、二つの政党に政治権力を分け与えた」に見られるように、我々は集団について「比喩的」に語る場合がある。しかし、そのことから、集団の行為者性一般を否定すべきではない。我々は市場や有権者と契約を結ぶことはないが、「組織された団体（associations）、企業、教会、政党、そして実に国家」は、我々の仕事相手になる。これらは、「行為者と表象可能」である（pp.1643-1645）。

ペティットは次に、「表現上のフィクション」説と結びつくものとして、生物だけが行為者たり得るという考え、また、「成員間の諸関係の枠組み」から成るものである企業は真の行為者たり得ないという考えを取り上げる。そして前者に対し、行為者であるための条件を満たせばロボットでさえも行

為者を成すのであって、集団は「行為者と表象可能」な場合がある、と指摘している。後者に対しても、何らかの諸関係を含む集団が行為者であるための条件を満たせば、それは「行為者と表象可能」となる、と述べている（pp.1644-1645）。

ペティットはさらに、集団の「自己表象」に着目し、次のように論じている。「団体、企業、教会」などの集団は、「何らかの目的を持ち、何らかの表象を形成し、そうした表象に基づいてそうした目的のため行為していると表象可能」であるばかりでない。それらの集団は、「自らについて、そうした目的・表象を持ち、対応する行為を実行していると表象する」。それらの集団はまた、（ある意図を持っている、ある約束をした、という）「行為拘束的（commissive）」な「自己表象」を持つ。「行為者として表象可能であるばかりでなく、行為者として自己表象さえしおおせる集団」は、「文字通りの意味」で「行為者」である（pp.1645-1647）。

さて、「表現上のフィクション」説に依拠すれば、集団を「行為者と表象」することも、集団は「行為者として自己表象」すると考えることも、「比喩的な言語」に捕われている、という解釈が成り立ち得よう。そうした解釈は成り立たないと主張するには、集団的行為者に関する語りがその成員に関する語りに還元され得ないことを示す必要がある。しかし、集団を「行為者と表象可能」とする議論の中で、また、集団の（意図、約束等々の）「自己表象」に関する議論の中でも、そうしたことは示されていない。しかも、集団の意図・約束について論ずる際、ペティットは、集団的行為者に関する語りがその成員に関する語りに還元され得ることを示しているように見える。ペティットは、次のように述べているのである―「集団の名において語ることを裁可された者が、何かを行うという集団の意図を発表した場合、この発表は［中略］必要な同調[8]を生み出すのに十分であるので、その集団はそれを行おうと意図したことになる［後略］」。代表者たちは、「集団が何を意図するかを決定する権限」を持ち、「集団に意図を持たせる」。代表者たちは、或る行為の実行を集団に「約束」させることもある（pp.1645-1646）。

以上から、「表現上のフィクション」説に対するペティットの批判には問題があると言えよう。

第三節「集団的行為者はプラグマティックなフィクションではない」

この節では、集団的行為者を「集合的行為の意義を明らかにする便利なやり方を我々に提供する、プラグマティックなフィクション」（p.1643）と把握する説が批判されている。手

がかりとして、『リヴァイアサン』（第一五章、第一六章）におけるホッブズの議論が取り上げられている。[9]

ホッブズによれば、集団の成員たちは、集団として行為するための指針を得るため、一人あるいは複数の人間（「代表者」）の「声」を「公言（avowal）及び約束の源」として「裁可」する—すなわち、「代表者の声」を集団の「心」を表現するものとして扱う。（「代表者の声」は、「既存の本来的な行為者の声（the voice of a pre-existing, proper agent）」「既存の独立した声」である。「代表者」が複数の人間から成る場合は、多数決により「代表者」の「声」が生み出される。）「その声［代表者の声—引用者注］が信念あるいは意図を公言すれば、成員たちは、その信念あるいは意図が必要とするやり方で、集合的に行為するであろう。その声が［中略］行為を約束すれば、成員たちは、その行為の遂行を確実ならしめるやり方で、集合的に行為するであろう」。このようにして成員たちは、「自らを—その声［代表者の声—引用者注］に従って集合的に行為する—単一の行為者に仕立てる」。「代表者の声」が集団の「心」を表現するというのは、「フィクション」である。集団的行為者は、そうした「フィクション」に基づいて成立する「寄生的な、偽の（pretend）存在物」である（pp.1648–1649, 1651）。[10]

さてペティットは、一人の人間（「独裁者」）によって代表される集団は「周縁的かつ特異」であり、それを集団的行為者として扱う必要はないと述べる（p.1649）。そして、「代表者」が複数の人間から成り、多数決により「代表者の声」が生み出される場合について、次のように論じている。

集団は、行為者であるためには、「一貫性の要請など、基礎的な合理的制約」を満たさなければならない。「一貫性を欠く信念・意図を公言し、一貫性を欠く行動を約束する声」の下では、集団はどのように行動すればよいか分からず、他者から信用・信頼を得ることもできない。然るに、多数決によっては、諸判断における一貫性を確保することはできない。たとえば、A、B、及びCの三人が、三つの関連した問題（「p」、「q」、「pかつq」）それぞれについて多数決で判断を行う場合を考えよう。（各判断の間には、時間的経過があり得る。）A及びBが「p」を支持し、B及びCが「q」を支持する場合、「p」は可決され、「q」も可決されるが、「pかつq」はBの支持しか得られず否決される。すなわち、一貫しない結果が発生してしまう。かくて、どの問題についても多数派の意見を尊重し「集団的行為者として行為することを不可能にする」ことと、少なくとも一つの多数意見を否定して「集団として行為することを可能にする」ことの間のジレンマ

―「ディスコースにおけるジレンマ」[11]―が生ずる。これは、多数決方式の下でのみ生ずるわけではない。近年の「判断集約（judgment-aggregation）」研究によれば、「相互に関連した命題群」があるとき、「各命題に関する個々人の投票を―多数決方式を用いてであれ、他の方式を用いてであれ―機械的に集約し、集約の結果から各命題についての集団の立場を確定することから、一貫した集団の声を生み出すことは可能でない」（pp.1650-1651）。

このようにペティットは「プラグマティックなフィクション」説（実質的にはホッブズ説）において、抑も行為者としての集団は提示されていないと指摘する。ペティットはさらに、集団的行為者は「フィクション」に依存することなく成立すると論じている。

前記の、三つの問題について判断する集団の例において、成員たちは、集団の行為者性を確保するための手続きを採用することができる。たとえば、判断を行うたびに先行する判断との整合性を調べ、整合性の欠除が確認された場合には、何れかの判断を修正する（「何れかの多数派意見を退ける」という「トップ・ダウンの介入」を行う）、という手続きである。そうした手続きの下では、「p かつ q」の否決を可決へと修正することが可能になる。また、「p」あるいは「q」の可決を否決へと修正することも、可能になる（pp.1650-1651）。

一般に、行為者性を確保しようとする集団にとり、採用できる「既存の声」は存在しない。「成員たちは、新しい、行為者の声（novel, agential voice）を構築することにより、不足を埋める」。「トップ・ダウンの介入」を行うという手続きに従う「集団」は、「自らに、自分自身の声と心を与える」。「それ［集団―引用者注］は、成員たちがフィクション―既存の行為者の声、あるいは既存のアルゴリズムに基づく声、が集団としての成員たちの心を表現するというフィクション―を用いることなく、集団的行為者として存在するようになる」（p.1651）。

以上のようにペティットは、集団成員の判断から、「機械的」な手続きに基づいて一貫しない「集団の声」が生み出される場合と、「トップ・ダウンの介入」の手続きに基づいて一貫した「集団の声」が生み出される場合を区別し、後者の場合にのみ集団的行為者が成立すると論じている。しかし、何れの場合においても、「集団の声」は特定の手続きの下における成員たちの活動の産物である。後者の場合にのみ成立するとされる集団的行為者に関する語りは、その成員に関する語りに還元され得るのではないか。ペティット自身、以下の指摘をしている―「成員たちは、集団的行為者性の条件を満たそうと

するので、適切な、行為者の声（suitable agential voice）を構築する」「成員たちは、どのようにすれば最も信頼できるやり方で、あるいは最も容易に、一貫性を達成できるかを議論する」（p.1651）、「成員たちが形づくり維持する声とは別に、この集団の心を表現する声は存在しない。そして、この声［成員たちが形づくり維持する声―引用者注］が［中略］表現する心とは別に、成員たちが行動に移す（enact）心は存在しない」。集団的行為者は、「成員が、自分たちが従う声を構築し、そうすることで自分たちに自分たち自身の心を与える活動」を基礎として、「存在するようになる」（p.1652）。

ペティットは、「プラグマティックなフィクション」説を批判しつつ、集団的行為者の実在性を主張している。しかし、集団的行為者に関する語りがその成員に関する語りに還元され得ないことを示していない。そのため、集団的行為者の実在性の主張は、説得力を欠くものになっている。

第四節「集団的行為者は理論的フィクションではない」

集団的行為者を「理論的フィクション」と把握する説によれば、「集団は、その成員が考え、集団を代表して（on its behalf）行為する限りで、考え行為する」。個々人のみが、真の「行為者」である。集団的行為者は、「我々の世界記述の手助けにはなるが、本格的な、きめの細かい理論には不可欠でない理論的フィクション」である。我々が集団の行為について語るのは、「複雑な個人レベルの細部に難渋する」ことを避けるという「理論的便宜」による。集団の行為についての語りは、「集団的行為者性が現実のものであることではなく、入り組んだ細部を理解する我々の能力が限られていること」を反映している（pp.1652-1653）。

ペティットは、「淘汰（selection）」、「不変性（invariance）」、及び「相互作用（interaction）」をキーワードとして、「理論的フィクション」説に反論している。

「淘汰」について。「一貫性などの制約条件」を満たせない集団―「行為者として対話可能」でない集団―は、「成員の求めること」を実現できず、その「公言・約束」が他の行為者により信頼されることもない。かくて、そうした集団は「淘汰」されてしまう。「淘汰」されないためには、集団成員は、「自分たちがボトム・アップで生成する諸態度をモニターし、一貫性などを確保するためにトップ・ダウンの介入を行う」ことが必要である。「淘汰」の「圧力」の下で、成員たちは、「態度と行為の合理的中心としての集団」を維持することを避けられない（pp.1655-1656）。

「不変性」について。「淘汰」の「圧力」の下で生み出され

る「行為者的（agential）パターン」（事実・態度・行為に関わるパターンで、「合理性基準」を満たすもの）[13]は、「集団成員の考え方の変化」あるいは「環境の変化」に関わらず維持される―その意味で、「不変性」を持つ（p.1655）。

「相互作用」について。「行為者的パターン」を示す集団は、他者の望ましい反応を期待し、「単純なボトム・アップのやり方で生成されるのではない」言葉を―「裁可されたルート」を通じて―発する。相手方は、「そうした言葉を額面通りに受け止め」、「「その集団に―引用者注」そうした言葉に責任をもたせようとする」。その結果、「相互作用の諸形式」（交渉、約束など）が生み出される（pp.1656-1658）。

かくて、個人レベルの細部のみに注目し、集団的行為者に目を向けなければ、「現実に起こっていること」を理解できないであろう（p.1656）。集団的行為者は、「重要な社会的規則性を同定する鍵を成している」。このことは、それが「理論的フィクション」ではないことを示している（p.1658）。

さて前記のように、「理論的フィクション」説は、集団の行為についての語りを「理論的便宜」のためのものと解釈する。その点で、そうした語りが為されるコンテクストを限定し過ぎていると言えよう。（政治の中で、集団の行為についての語りは重要な位置を占めるからである。）しかし同説に対するペティットの批判は、成員の「トップ・ダウンの介入」により（実在的な）集団的行為者が生み出されるという主張に基づいている。成員の「トップ・ダウンの介入」も特定の手続きの下における成員たちの活動であり、そうした「介入」により（実在的な）集団的行為者が成立すると言えるのか、という疑問があることは、前述した通りである。

以上から、「理論的フィクション」説には問題があるが、それに対するペティットの批判にも問題があると言えよう。

ペティットの二〇一四年論文は、集団的行為者をフィクションとする諸説に対し、「強い実在論の立場」を擁護しようとしたものとして注目を要する。しかし、これまで述べてきたように、集団的行為者に関する語りはその成員に関する語りに還元され得ない―集団的行為者は実在する―という説得力のある議論は示されていない。そこで、次節ではペティットの他の論考に目を向けよう。

二

本節では、まずペティットのリストとの共著（List and Pettit 2011）を取り上げる。同書は、「集団的行為者の論理的可能性」「集団的行為者の組織デザイン」「集団的行為者の規

範的地位」の三部から成る。ここでは、「集団的行為者」の実在性について論じられている箇所に着目しよう。

同書によれば、「集団的行為者の成員」と「集団的行為者」の関係は、複数の「点」とそれらが構成する「形」の関係に類似している。「点」の「数及び位置」が決まれば、「形」も決まる。同じ数の「点」を同じ位置に置けば、相異なる「形」が構成されることはあり得ない。但し、「点」の「数及び位置」が相異なっていても、同じ「形」が構成されることはあり得る。同様に、「集団的行為者の成員」の「態度と行為」が決まれば、「集団的行為者」の「態度と行為」も決まる。「集団的行為者の成員」の「態度と行為」が相異なっていても、「集団的行為者」のレベルで同じ「態度と行為」が構成されることはあり得る（pp.65-66）。

「集団的行為者の成員」の「態度と行為」が決まれば、「集団的行為者」の「態度と行為」も決まるのであるから、集団的行為者の態度を成員の態度に還元することは、「原理的には」可能である。しかし、前者を後者に還元することを阻む「実際的困難」がある。集団的行為者が「自律性」を持つという同書の主張は、「存在論的」なものではなく、「認識論的」なものである（pp.76-77）。

前記の「実際的困難」には、次の三つがある。

（1）集団的行為者の態度の基底を成す成員の態度の組み合わせは、多様であり得る―そのことに基づく困難（p.77）。

（2）集団的行為者の態度を決定する上で、成員の態度は十分でも必要でもない場合がある―そのことに基づく困難（p.77）。

三人の委員から成る委員会が、地球温暖化に関する三つの命題それぞれについて、多数決で判断を下す場合を考えよう。三つの命題とは、化石燃料使用による炭素排出量は年間六五億トンである（p）、pが正しければ、今後三〇年で気温は少なくとも一・五度上昇する（もしpならばq）、今後三〇年で気温は少なくとも一・五度上昇する（q）、である。委員1及び委員2が「p」を支持し、委員1及び委員3が「もしpならばq」を支持する場合、「p」と「もしpならばq」は可決されるが、「q」は委員1の支持しか得られず否決される。すなわち、諸判断の間に非一貫性が生じてしまう。それ故この委員会は、前述の合理性基準（「態度―態度」の基準）[14]を満たせない（pp.45-46）。こうした結果の発生を避ける上で有効な手続きの一例は、「前提に依拠する手続き（premise-based procedure）」である。これは、3人の委員会の例に即して言えば、「p」と「もしpならばq」を可決したときには、「q」を投票なしに承認するというものである（p.56）。

三人の成員から成る集団が、多数決及び「前提に依拠する手続き」により、三つの命題（「p」、「q」、「pかつq」）について態度を決める場合を考えよう。「p」と「q」が「前提」、「pかつq」が「結論」である。成員1及び成員2が「p」を支持し、成員1及び成員3が「q」を支持する場合、「pかつq」に関する態度は、成員1が「可」、成員2が「否」、成員3が「否」である。しかし、「前提に依拠する手続き」の下で、「pかつq」は承認される（第一のケース）。成員1が「p」「q」それぞれを支持し、成員2及び成員3は「p」も「q」も支持しない場合、「pかつq」に関する態度は、成員1が「可」、成員2が「否」、成員3が「否」である。「前提に依拠する手続き」の下で、「pかつq」は承認されない（第二のケース）。注目すべきことに、二つのケースにおいて、「pかつq」に関する各成員の態度は同一であるが、「pかつq」に関する集団の態度は相異なる（第一のケースにおいては「可」、第二のケースにおいては「否」）。「結論に関する集団の態度は、二つの意味で、成員の態度との関係で『自律的』である。結論に関する個々人の態度は、結論に関する集団の態度を決定する上で、十分ではなく必要でもない」（p.70）。

こうした場合、集団的行為者の態度を成員の態度に還元することには、困難が伴う。[15] 困難は、集団内の専門分化により増幅される。「前提に依拠する手続き」の下で、諸「前提」が複数の専門的下位集団に割り振られ、各下位集団の態度から集団の態度が導き出されるとしよう。集団的行為者の態度を成員の態度に還元するには、集団の態度を導き出すもととなった諸「前提」を把握し、それぞれについて態度を決めた成員たちを特定しなければならないのである（pp.56-57, 71, 77）。

（3）集団成員の態度の変動に基づく困難。複数の命題について集団が順次態度を形成していく際、後の段階で形成された態度が、前の段階で形成された態度と整合的でない場合が生じ得る。そうした場合には何れかの段階の態度を変更することにより態度間の整合性を確保する、という手続きが採用され得る。[16] この手続きの下では、成員の態度が変動するので、集団的行為者の態度を成員の態度に還元するのは容易でない（pp.62, 77）。

さて、List and Pettit 2011 の序論は、「集団的行為者は真に存在する」「その存在を見落とせば、社会的世界の重要な一面を見逃すことになる」と述べ、同書の立場を集団的行為者に関する「実在論」と規定している。その際、「消去主義」を

否定している。[17]「消去主義」の立場は、「個人的行為者のみが存在する」、諸個人が集団として活動する場合も「新規の行為者」が生み出されるわけではない、「集団に帰属されたこと」は「その成員を参照して」言い直すことができる、「集団的行為者についてのいかなる語りも、メタフォリカルであるか誤っているかのどちらかである」というものである(p.3)。しかし前述のように同書で、集団的行為者の態度を成員の態度に還元することは「原理的には」可能であり、集団的行為者が「自律性」を持つという主張は「認識論的」なものである、という議論も展開されている。この議論は、「消去主義」と親和性を持つのではないか。この議論と「集団的行為者は真に存在する」という議論は、両立するのであろうか。List and Pettit 2011 の集団的行為者実在論について、こうした疑問がある。

以上のように、Pettit 2014 と同様 List and Pettit 2011 も、集団的行為者は実在するという説得力のある議論を示しているとは言えない。次に、集団的行為者の実在性を主題とするペティットの論文二点を検討しよう。

まず、「独自の心を持つ集団」と題された論文(Pettit 2003)を取り上げる。

同論文の内容は、次の通りである。集団には、「第一子」のようなものもあるが、「目的を持つ」ものもある。「目的を持つ集団」にも、「特定の機能」により特徴づけられるもの(たとえば博物館、陪審員団)、「目標」により特徴づけられるもの(たとえば政党、労働組合、企業、共同研究グループ)がある(p.175)。「ディスコースにおけるジレンマ」に直面した「目的を持つ集団」は、通常、「前提に依拠する手続き」を採用し、「理知を集合化する(collectivize reason)」。「理知を集合化する集団」は、「人の集まり(aggregations)」とは対照的であり、それを「統合された集合体(collectivities)」あるいは「社会的統合体(integrates)」と呼ぶことができる(pp. 176-178)。

「統合された集合体は、成員なしに存在できないという意味では、成員と別のものではない。しかしそれは、成員の態度からは全く不連続な(discontinuous)態度を形成するための中心を成すという意味では、成員と別のものである」(p.183)。三人の被用者(A、B、及びC)が①職場に重大な危険があるか、②給与引き上げの見送りにより導入可能となる安全措置は有効か、③給与引き上げの見送りは受忍できるか、④給与引き上げの見送りを認めるか、の四点について、多数決及び「前提に依拠する手続き」によって判断する場合を考えよ

う。仮に成員の判断は、①についてA及びCが肯定、②についてB及びCが肯定、③についてA及びBが肯定であり、従って結論④について全員が否定であるとしよう。機械的な多数決の下では、①②③に関する判断（肯定）と④に関する判断（否定）の間に非一貫性あるいは矛盾が生ずる。しかし、「前提に依拠する手続き」の下では、④の肯定が「集団の判断」となる。すなわち、④に関する成員全員の判断に反して、「集団の判断」（そして、それに対応する「集団の意図」）が形成されることになる（pp.170–171, 183）。

「［共通の目的を追求する—引用者注］集団は［中略］個々の成員が持つ意見の反映を最大化することと、集合的合理性を確保することの、何れかを選択しなければならない」。集団は、「［諸判断における—引用者注］非一貫性あるいは矛盾を許容したのでは、自らの目的の有効な、あるいは信用のある、推進者とならない」。「そうした［共通の目的を追求する—引用者注］集団は全て、その目的の有効な推進者となること、そして自らをその目的の有効な推進者と提示できること、が必要である。集団は、そうしたことをできなければ、成員を掌握できなくなり、外部の者の尊敬を失うであろう」。「政党は、集合的非一貫性を許容することはできない。そういうことをしたのでは、その政党は、支持者及び有権者一般の間で笑い者になってしまう—その目的である筈のことに真剣にコミットしていると主張できなくなる—からである」（pp.176–178）。

「集合的な判断及び意図」と「成員の判断及び意図」の間の「不連続性（discontinuities）」は、「社会的統合体」がその成員とは別に存在する行為者であることを示している。そうした「不連続性」は、「集合体」が「合理的一体性」を確保するためのコストを表している。「集合的な判断及び意図」と「成員の判断及び意図」の間に「不連続性」があるといっても、前者が「存在論的に創発的」であるわけではない。成員の「判断」と成員の「何らかの手続きを受け入れる傾向性」が再現されれば、集団の「集合的な判断及び意図」も再現される。「集合的な判断及び意図」は、成員のレベルで起こることに規定されつつ、それとの間に「不連続性」を持つ（p.184）。

さて以上において、一方では、集団は「集合的合理性を確保すること」によって「行為者」になるという考えが述べられている。この考えに従えば、「集合的合理性」を確保するか否かという問題については、集団は（未だ「行為者」となっていないので）一貫した諸判断を下すことはできない筈である。しかし他方では、集団は、諸判断における「非一貫性あるいは矛盾を許容」せず、「集合的合理性を確保すること」を「選

択」する、と述べられている。その際、暗黙のうちに、集団は「行為者」として扱われているのではないか。集団は「集合的合理性を確保すること」によって（実在的な）「行為者」になるという考えは、「行為者」としての集団の存在を前提することにより、説得力を欠くものになっているのではないかという疑問がある。

最後に、「集団的行為者の実在性」と題された論文（Pettit 2009b）を取り上げよう。

同論文は、「目的的・表象的な行動パターン」（システムの行動が、その表象に基づいて、その目的を達成しようとするものであること）に着目し、次のように論じている。システムは、次の条件を満たすとき、「行為者」を成す。（1）「目的的・表象的な行動パターン」と見えるものが攪乱される際、攪乱は、ランダムにではなく特定可能な要因により生ずること（攪乱がランダムに生ずるのであれば、そうしたパターンは外観上のものに過ぎない）、（2）そうしたパターンと見えるものが、特定のコンテクストと硬直的に結びついておらず、コンテクストの変化後も維持されること、（3）そうしたパターンと見えるものが、特定のシステム構成要素に依存しておらず、多様なシステム構成要素から生み出され得ること（pp.68-69, 72-75）。自動温度調節装置には、「目的」（温度を一定の範囲におさめること）も、「表象」（温度を記録すること）もある。しかしそうした装置は、仮に前記の条件（1）及び（2）を満たしたとしても、条件（3）を満たすことはない。そうした装置の作動は「単一の単純なメカニズム」に基づいているからである。「単一の単純なメカニズム」の「因果的重要性（relevance）」と別に、装置自体の「因果的重要性」があるわけではない。装置による温度調節を理解する上で必要な情報として、「メカニズム」に関するものとは別に、装置自体に関するものがあるわけではない（p.74）。

三人の成員（A、B、C）から成る集団が、多数決により、三つの問題（「増税」「防衛支出増加」「他の分野の支出増加」）について態度を形成するケースを考えよう。Aが「増税」を、A及びBが「防衛支出増加」を、A及びCが「他の分野の支出増加」を支持する場合、「増税」は拒否され、「防衛支出増加」及び「他の分野の支出増加」は承認される。これらの態度には非一貫性があるので、それを解消するため、少なくとも一つの態度が修正されるとしよう（pp.77-78, 80-81）。そうした集団は、前記の三つの条件を満たす。第一に、「バイアス」、「不注意」、パニックを生み出す「伝染効果」、他人の意見への無批判の同調を生み出す「ヒエラルヒー効果」等々、特定可能な攪乱要因が存在する。第二に、諸態度における非一貫

性を認識し適切に対処し得る集団は、「論理的に思考する（reason）」能力を持っている。そうした能力を持つ集団は、コンテクストが変化すれば、目的達成に必要な手段を新たに選択する筈である。第三に、そうした集団が最終的に形成する態度の基礎を成す成員の態度（システム構成要素）は多様である。[この点について、ペティットは具体的説明を示していない。当初拒否された「増税」が最終的に承認される場合を例にとれば、集団の最終的態度の基礎を成す成員の態度として、A・B・Cによる支持、A・Bによる支持、A・Cによる支持があり得るということであろう。]自動温度調節装置がその作動にとり「因果的重要性」を持たないのとは対照的に、そうした集団の最終的態度は、その行動にとり「因果的に重要な要因」であり得る（pp.82-87）。

一般に、集団は、「個々の成員の態度からは根本的に不連続な態様」で、「目的的・表象的な行動パターン」を示すことがある。すなわち、集団は「実在的行為者」を成す場合がある（p.87）。

さて、前記のケースにおいて、「個々の成員の態度からは根本的に不連続な態様」の「目的的・表象的な行動パターン」が見られるのであろうか。たとえば、「増税」へのA・Bによる支持に基づいて集団が「増税」を最終的に承認し、「増税」が実施されたとしよう。成員多数派の判断と集団の判断の間に齟齬はなく、集団の判断を実施する「行動」にとり、集団の判断の基礎を成す成員の判断は「因果的重要性」を持つ筈である。実質的には、ペティットが指摘するのは、A・B・Cによる支持、A・Bによる支持、A・Cによる支持の何れも、集団の「行動」の必要条件ではないという点にとどまるのではないか。

集団の態度の基礎を成す成員の態度が多様であることから、集団的行為者が実在するという結論を引き出すことはできないであろう。複数の「点」とそれらが構成する「形」に関するList and Pettit 2011の前記の議論に即して言えば、一つの「形」を構成する「点」の「数及び位置」が多様であることから、「点」と「形」の間に不連続性が生ずるという結論を引き出すことはできない。

結び

本稿では、ペティットの集団的行為者論を検討し、集団的行為者の実在性の論証は充分に為されていないと論じた。

ペティットの集団的行為者論の根幹にあるのは、〈合理的一体性の確保を選択した集団において、集団成員の判断と集団

の判断の間に不連続性が生じ、それ故集団は自律性・実在性を獲得する〉という考えであろう。こうした考えについて、二点指摘した。第一は、集団成員の判断から不連続な集団判断は、特定の手続きの下での成員の活動・判断に還元され得るのではないかという点である。（これは、Pettit 2014について指摘した。）第二は、「合理的一体性」の確保を選択する集団に既に「合理的一体性」が備わっていると、暗黙のうちに前提されているのではないかという点である。（これは、Pettit 2003について指摘した。）

ペティットの集団的行為者実在論に関する論評を瞥見しよう。ペティットの二〇〇〇年のペーパー[18]について、主張されている集団の自律性の内実は、成員が「制度的装置（devices）」を用いて集団の態度を形成することに過ぎない、とするものがある（Miller 2002, pp.294-298）。前記の第一の点は、この批判に類似している。List and Pettit 2011について、仮に自律的な集団的行為者が存在するとしても、その態度を成員の態度に還元することは必ずしも困難ではない、とするものがある（Smith 2012, p.507）。また、同書は集団的行為者の実在性を示すことに成功していると述べつつ、集団的行為者の態度を成員の態度に還元することはできないという主張は批判するものがある（Sylvan 2012）。さらに、集団的行為者は実在するという主張を批判しつつ、それが「認識論的」な主張とされている点は重視しないものもある（Andric 2014）。本稿では、集団的行為者は実在するという同書の主張は、それが「認識論的」なものとされることにより、不明瞭化しているのではないかと指摘した。

組織・団体及びその行動に関する考察のあり方に触れて、本稿を締めくくろう。前述のようにペティットは、「集団」を、「人の集まり」で「成員が入れ替わっても存続するアイデンティティを持つ」ものと把握する（本稿第一節参照）。「人の集まり」を「成員が入れ替わっても存続するアイデンティティを持つ」ものにする一要因は、集まった人々、また集まった人々に目を向ける人々、の思考ではないか。またペティットは、成員の行為が決まれば集団的行為者の行為も決まる、と述べている（本稿第二節参照）。成員の行為を集団的行為者の行為にする一要因は、成員、また成員・集団に目を向ける人々、の思考ではないか。組織・団体とはいかなる存在か、その行動とはいかなるものか、についての考察は、組織・団体内外の人々の思考にも着目することにより、確固とした基礎を持つことができよう。

注

（1）ペティットは、「集団的行為者」、「団体的（corporate）行為者」、「団体」、及び「組織」を同義語として扱っている（Pettit 2007, p.172）。

（2）ペティットの立場は、C・リストとの共著では、以下それぞれに対置されている。すなわち、「裁可（authorization）理論」（これによれば、人々が特定の人物や多数派を自らの代表と認め、その人物や多数派に従うことに基づいて、集団的行為者は存在する）、「創発主義（emergentism）」（これによれば、人々の集まりが或る力により生命を吹き込まれて、集団的行為者が成立する）、及び「消去主義（eliminativism）」（これによれば、集団的行為者は共同的に行為する諸個人に過ぎない）である。ペティットは、「裁可理論」に対しては、集団的行為者に関する語りはその構成員に関する語りに還元され得ないと、「創発主義」に対しては、集団的行為者の行為者性は、構成員の行動及び組織のされ方のみによって規定されると（「方法論的個人主義」）、「消去主義」に対しては、集団的行為者は実在すると、主張する（List and Pettit 2011, pp.2–11, 73–76）。そして、自らの立場に類似した立場をとる研究者として、P・フレンチ（French）、J・コールマン（Coleman）、C・ロヴェイン（Rovane）、J・ブレイスウェイト（Braithwaite）、及びE・T・ミッチェル（Mitchell）を挙げている（List and Pettit 2011, p.11）。

「裁可理論」及び「創発主義」に対する批判は多くの研究者により共有されており、そうした批判は新規性を持たない、という批判的コメントがある（Sugden 2012, p.269）。

（3）この論文の内容の一部が、Buchak and Pettit 2015 に盛り込まれている（pp.224–227）。

（4）Briggs 2012、Cariani 2012、Dewitt 2012、Gaus 2012、List and Pettit 2012、及びSylvan 2012 を参照。なお、「集団的行為者」の責任に関するペティットの論文（Pettit 2007）について、雑誌 *Rechtsfilosofie & Rechtstheorie* で特集が組まれている。Den Brink 2009、den Hartogh 2009、Pettit 2009a、Roermund and Vranken 2009、及び Tinnevelt 2009 を参照。

（5）「方法論的個人主義」に基づく集団的行為者実在論で、集団的行為者に関する語りはその構成員に関する語りに還元され得ないとするもの。注2を参照。

（6）ペティットによれば、同論文の内容は、List and Pettit 2011 の内容に大幅に依存している。新規の議論は、集団的行為者に関するホッブズ的立場の考察（第三節）及び「法的フィクション」の考察（第五節）の中にある（Pettit 2014, p.1643 n.2）。しかし後述するように、集団的行為者の実在性に関し、同論文の議論と List and Pettit 2011 の議論の間には違いがある。

（7）これは、Quinton 1975–1976（p.17）からの引用である。

（8）次の記述を参照。成員たちには、「同調しようという動機（motive for conformity）」がある。「物事を成し遂げ

ることを望むいかなる集団においても、また仕事をする上で信頼できるパートナーとして自らを確立することを望むいかなる集団においても、成員たちは、その集団の自己表象が適切で正確なものとなるために必要とされることに合わせて、自己規制しなければならない。成員たちは、言わば、自らが構成する集団が対話可能な(conversable)行為者であることを確実ならしめなければならない」(p.1646)。

(9) Pettit 2008(第五章)は、集団的行為者に関連するホッブズの議論について、『リヴァイアサン』だけでなく他の著作も取り上げつつ論じている。

(10) この箇所では、集団的行為者は、「フィクション」そのものではなく「フィクション」の産物として扱われている。

(11) 「ディスコース」の語が用いられるのは、着目されているのが「理由に基づいて集団の判断を下すという活動」であることによる(Pettit 2001, p.106)。

(12) ペティットは、「集団に行為者性という属性(agency property)があるからこそ、成員たちは行為者の声を構築するのであって、その逆ではない」と述べ(Pettit 2014, p.1651 n.6)、成員たちの活動以前に「行為者性という属性」を持つ集団が既に存在するという考えを示している。そうした考えが、本文で引用したペティットの指摘とどのように結びつくかは、明瞭でない。

(13) 「行為者」に関するList and Pettit 2011の前記の説明を参照。

(14) 注13を参照。

(15) リストとペティットがこのように述べるのは、次の点に着目してのことであろう—すなわち、集団の態度を生み出すもととなった諸「前提」を把握し、それぞれについての成員の態度を特定する作業は、容易なものではないという点である。

(16) 本稿第一節(Pettit 2014第三節を取り上げた箇所)を参照。

(17) 注2を参照。

(18) "The Discursive Dilemma and Social Ontology"と題されている。このペーパーは、Pettit 2003のもとになったもののようである(Miller 2002, p.294 n.23及びPettit 2003, p.192を参照)。

文献

Andric, Vuko. 2014. "Can Groups Be Autonomous Rational Agents? A Challenge to the List-Pettit Theory" in Anita Konzelmann Ziv and Hans Bernhard Schmid, eds., *Institutions, Emotions, and Group Agents: Contributions to Social Ontology*, Dordrecht, Springer.

Briggs, Rachael. 2012. "The Normative Standing of Group Agents," *Episteme*, 9(3), pp.283–291.

Buchak, Lara, and Philip Pettit. 2015. "Reasons and Rationality: The Case of Group Agents" in Iwao Hirose

and Andrew Reisner, eds., *Weighing and Reasoning: Themes from the Philosophy of John Broome*, Oxford, Oxford University Press.

Cariani, Fabrizio. 2012. "Epistemology in *Group Agency*: Six Objections in Search of the Truth," *Episteme*, 9(3), pp. 255-269.

Den Brink, Bert van. 2009. "On the Enactment of Corporate Arrangements" *Rechtsfilosofie & Rechtstheorie,* 38(2), pp. 130-135.

Den Hartogh, Govert. 2009. "Collective Criminal Responsibility: Unfair or Redundant," *Rechtsfilosofie & Rechtstheorie,* 38(2), pp.118-129.

Dewitt, Aaron. 2012. "Group Agency and Epistemic Dependency," *Episteme*, 9(3), pp.235-244.

Gaus, Gerald. 2012. "Constructivist and Ecological Modeling of Group Rationality," *Episteme*, 9(3), pp.245-254.

List, Christian, and Philip Pettit. 2011. *Group Agency: The Possibility, Design, and Status of Corporate Agents*, Oxford, Oxford University Press.

List, Christian, and Philip Pettit. 2012. "Episteme Symposium on *Group Agency*: Replies to Gaus, Cariani, Sylvan, and Briggs," *Episteme*, 9(3), pp.293-309.

Miller, Seumas. 2002. "Against Collective Agency" in Georg Meggle, ed., *Social Facts and Collective Intentionality*, Frankfurt, Hänsel-Hohenhausen.

Pettit, Philip. 2001. *A Theory of Freedom: From the Psychology to the Politics of Agency*, Oxford, Oxford University Press.

Pettit, Philip. 2003. "Groups with Minds of Their Own" in Frederick F. Schmitt, ed., *Socializing Metaphysics: The Nature of Social Reality*, Lanham, Rowman and Littlefield.

Pettit, Philip. 2007. "Responsibility Incorporated," *Ethics*, 117(2), January, pp.171-201.

Pettit, Philip. 2008. *Made with Words: Hobbes on Language, Mind, and Politics*, Princeton, Princeton University Press.

Pettit, Philip. 2009a. "Corporate Responsibility Revisited," *Rechtsfilosofie & Rechtstheorie,* 38(2), pp.159-176.

Pettit, Philip. 2009b. "The Reality of Group Agents" in Chrysostomos Mantzavinos, ed., *Philosophy of the Social Sciences: Philosophical Theory and Scientific Practice*, Cambridge, Cambridge University Press.

Pettit, Philip. 2014. "Group Agents are Not Expressive, Pragmatic or Theoretical Fictions," *Erkenntnis*, 79(9), pp.1641-1662.

Pettit, Philip, and David Schweikard. 2006. "Joint Actions and Group Agents," *Philosophy of the Social Sciences*, 36(1), March, pp.18-39.

Quinton, Anthony. 1975-1976. "Social Objects," *Proceedings*

of the Aristotelian Society, 76, pp.1-27.

Rios, Diego. 2009. "Comment: A Note on Group Agents" in Chrysostomos Mantzavinos, ed., *Philosophy of the Social Sciences: Philosophical Theory and Scientific Practice*, Cambridge, Cambridge University Press.

Roermund, Bert van, and Jan Vranken. 2009. "Morality Incorporated?: Some Peculiarities of Legal Thinking," *Rechtsfilosofie & Rechtstheorie,* 38(2), pp.136-146.

Smith, Thomas H. 2012. "Review of *Group Agency*: *The Possibility, Design, and Status of Corporate Agents*, by Christian List and Philip Pettit. Oxford: Oxford University Press, 2011 Pp.ix+238. H/b £25.00," *Mind*, 121(482), pp.501-507.

Sugden, Robert. 2012. "Must Group Agents be Rational?: List and Pettit's Theory of Judgment Aggregation and Group Theory," *Economics and Philosophy*, 28(2), pp.265-273.

Sylvan, Kurt L. 2012. "How to be a Redundant Realist," *Episteme*, 9(3), pp.271-282.

Tinnevelt, Ronald. 2009. "Collective Responsibility, National Peoples, and the International Order," *Rechtsfilosofie & Rechtstheorie,* 38(2), pp.147-158.